

産業廃棄物処理委託契約書

収 入
印 紙

令和 年 月 日

下記契約区分 1～3 のうちいずれか 1 つ該当するものを残して他の部分を取り消し線にて抹消してください。

- 契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。
 2 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の処分を乙に委託する。
 3 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

この契約の成立を証するために本書 1 通を作成し、甲がこれを保有し、乙はこの写し(複写機によるコピー)を 1 通保有する。

甲及び乙は、下記＜委託業務の内容＞に記載された産業廃棄物の収集運搬又は処分又は収集運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に行うため、この契約書、廃棄物処理委託契約約款及び本契約書貼付の書類によって廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

排出事業者 (甲)	住 所 氏名(法人にあっては名称) 現 場 責 任 者 電 話 番 号	_____	_____ 印	(以下、「甲」と言う)
処 理 業 者 (乙)	住 所 氏名(法人にあっては名称) 代 表 者 電 話 番 号	宮崎県小林市北西方 1084 番地 1 九州北清株式会社 代表取締役 前野 慶太 0984-24-1170	_____ 印	(以下、「乙」と言う)

事業の範囲
下表の許可区分の□の該当するものに「レ」を記入し、許可品目を記入してください。また、空欄は斜線にて抹消してください。

許 可 区 分	□収集・運搬(発生場所)	□収集・運搬(処分場所)
産 業 廃 棄 物 の 許 可 品 目		
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 許 可 品 目		
許 可 区 分	☒ 中間処理(焼却)	□最終処分()
産 業 廃 棄 物 の 許 可 品 目	別紙許可証参照	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 許 可 品 目		

※ 乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを、産業廃棄物処理委託契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを貼付するものとする。

産業廃棄物処理委託契約約款

- 第 1 条(法の順守)**
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
- 第 2 条(委託内容)**
1. 契約内容に収集運搬の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された産業廃棄物を＜委託業務の内容＞に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車両で適正に運搬する。
2. 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された産業廃棄物を＜委託業務の内容＞に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 第 3 条(適正処理に必要な情報の提供)**
甲は、産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。ただし、適正処理に必要な情報の提供は、(社)全国産業廃棄物連合会(以下「連合会」という)が作成した「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物物性・安全データシート」(連合会作成の「産業廃棄物処理受託の手引き」を参照)を本契約書に添付することで代えることができる。委託契約期間中、産業廃棄物の性状に変化があった場合は速やかにその内容、程度の情報を通知する。資源有効利用促進法の対象商品については裏面。
- 第 4 条(再委託の禁止)**
乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。
- 第 5 条(権利・義務の譲渡等)**
乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。
- 第 6 条(損害の賠償)**
乙は、甲から委託された産業廃棄物を、契約区分が 1 の場合はその積み込み作業の開始から荷降ろし作業の完了まで、契約区分が 2 の場合は処分の完了まで、契約区分が 3 の場合はその積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 第 7 条(危険負担)**
天災地変、風水災害、その他甲乙いずれにもその責を帰することのできない事由等の不可抗力によって、損害が生じたとき、その損害は乙の負担とする。
- 第 8 条(委託業務終了報告)**
乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じたマニフェスト B2, B4, B6 票で、処分業務については D 票または E 票で代えることができる。
- 第 9 条(手数料・消費税・産廃税支払い)**
1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する委託手数料については、＜委託業務の内容＞(5)の表にて定める単価に基づき算出する。
2. 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務についての消費税、産廃税等は、甲が負担する。

4. 甲は、委託する産業廃棄物の処分について宮崎県の定める所により産廃税を 1t 当り 800 円を負担する。
5. 甲は、乙からの業務終了報告書によって処理を確認した後、乙に処理料金を支払う。
- 第 10 条(内容の変更)**
甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。
- 第 11 条(機密保持)**
甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。
- 第 12 条(契約の解除)**
1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、又は、宮崎県県外産業廃棄物搬入事前協議書が未承認の場合、この契約を解除することができる。
2. 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理 した後でなければ、この契約は解除できない。
- 第 13 条(契約の更新)**
委託契約期間が特に定められていない場合は、原則、契約期間は1年間とし、契約終了期日の 1 ヶ月前までに甲、乙どちらかから申し出がない場合、本契約は自動継続されるものとする。
- 第 14 条(定期補修)**
乙は定期補修、又は施設の状況により甲の廃棄物の搬入等中止することができる。
- 第 15 条(協議)**
この契約書にて定められていない事項は甲、乙誠意をもって協議することとする。
- 第 16 条(反社会的勢力の排除)**
1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した時は、催告その他の手続きを要することなく、甲乙間に存在する契約の全部又は一部を解除し、且つ相手方に対し当該解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。
(1)代表者、責任者又は実質的経営権を有する者(以下代表者等)が暴力団、総会屋、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者(以下、反社会的勢力という)である時。
(2)自己の親会社、子会社又は関連会社が反社会的勢力である時。
(3)代表者等が反社会的勢力へ資金提供を行う等その活動を助長する行為を行ったとき。
(4)自ら、自己の役員もしくはその他自己の経営を実質的に支配する者、又は自己の親会社、子会社もしくは関連会社が反社会的勢力を利用して、自己又は第三者の不正な利益を図り、又は他者に損害を与えるなどの不当な行為を行ったとき。
(5) 自らあるいは第三者を利用して、直接または間接に、他者に対して詐術的行為、暴力的行為、脅迫的言動、業務妨害行為及び名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
2. 甲及び乙は、前項に基づいて相手方に契約を解除されたことにより生じた一切の損害について、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。

＜委託業務の内容＞

- (1)排出現場名
- (2)排 出 場 所
- (3)委 託 期 間
- (4)契約区分が 1 又は 3 の場合、(乙)の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運 搬 の 最 終 目 的 地 の 所 在 地	小林市東方 4066 番地 15 外 14 筆 九州北清株式会社 北清ファクトリー小林
※ ア 積替・保管を行う	☒ イ 積替・保管を行わない
積替・保管の所在地	搬入できる廃棄物の種類
積替えのための保管上限	

(5)委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価、適正処理に必要な情報、契約区分が 2 又は 3 の場合の(乙)の処分、最終処分及び再生利用等に関する事項

		1	2	3
産 業 廃 棄 物 の 種 類				
予 定 数 量		t/年	(t ・m ³)/年	(t ・m ³)/年
収 集 ・ 運 搬 単 価 (税 抜)		/(台 ・t ・m ³)	/(台 ・t ・m ³)	/(台 ・t ・m ³)
処分単価(税抜)		円/kg	円/kg	円/kg
処 分 の 方 法		焼却		
処分の 処理能力		100t/日 (24 時間)		
処分施設 の所在地		九州北清株式会社 小林市東方 4066 番地 15 外 14 筆		
中間処理後の排出先(右頁参照)		1, 6		
適正処理に必要な情報	性 状			
	性状の変化			
	荷 姿			
	混 合 等 に よ る 変 化			
	取り扱いの注 意 事 項			
	そ の 他			

注:処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか 1 つに能力を記入する。

(6)代金決済

1. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の費用は、甲が負担するものとする。
2. 乙は、請求金額を_____に締切り、請求書を_____までに送付する。
3. 支払方法は、_____に締切りその_____の銀行振込とする。
4. 支払方法は、甲が廃棄物を搬入の都度に、乙の窓口にて現金で支払うものとする。
5. 支払方法は、収集運搬業者との取り決めによる。

＜許可証(写し)、廃棄物処理委託仕様書、廃棄物物性・安全データシート貼付欄＞

許
可
証
の
り
し
ろ

＜留意事項＞ 収集運搬会社と処分会社が同一でない場合には、それぞれに契約を締結し、それぞれに契約書を作成しなければならない。 (1) 契約単価の欄には、単位(kg・t・m ³)に○印をつける。また、車 1 台あたりの単価でもよいが、必ず積載重量(容量)等単位の明確になるものを協議事項に記入する。 (2) 委託業務の内容 処分の方法、中間処理後の排出先、廃棄物の性状・性状の変化・荷姿・混合等による変化には該当するものをそれぞれの選択肢から選び記号で記入し、記載してある方法以外の場合にはその方法を記入する。なお、廃棄物を再生する場合もこの欄を使用し、処分方法の記載及び再生の条件・形状等があれば空欄を利用し記入する。 (3) 資源の有効な利用に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)に基づき、対象有害物資を含有する平成 18 年 7 月 1 日以降製造の 7 製品については、JIS (C0950)に規定する含有マークを付されているものを排出する。
--

最終処分施設及び再生施設の情報記載欄

番号	施 設 名 住 所	処 分 方 法 処 理 能 力
1	ニシモロ開発株式会社 宮崎県小林市野尻町紙屋字長瀬 1859-4	管理型処分場 889,677 m ³
2	株式会社イー・アール・シー高城 宮崎県都城市高城町四家 831-5	管理型処分場 470,785 m ³
3	株式会社福南 福岡県八女市大字長野 1939-3	造粒固化 304t/日
4	宇部興産株式会社 福岡県京都郡苅田町長浜町 7 号	焼成 10,483t/日
5	土木工事業者等	路盤材又はコンクリート ブロック等に利用
6		